

平成27年度
原子力施設等防災対策等委託費
(高度被ばく医療支援センター及び原子力災害
医療・総合支援センター業務の実施)
事業

成果報告書

平成28年3月

公立大学法人 福島県立医科大学

本報告書は、原子力規制委員会原子力規制庁の平成27年度原子力施設等防災対策等委託費による委託事業として、公立大学法人福島県立医科大学が実施した平成27年度「高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター業務の実施」の成果を取りまとめたものです。

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	「高度被ばく医療支援センター」及び 「原子力災害医療・総合支援センター」の取組	3
2.1	緊急時情報共有体制の整備	3
2.2	自施設職員への基礎研修の実施	5
2.3	自施設職員への定期訓練の実施	8
2.4	原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームのための資機材等の 維持管理	9
2.5	地域原子力防災訓練等への派遣及び助言・指導	10
2.6	「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整体制の整備	14
2.7	原子力災害医療体制の構築	15
第3章	高度・専門的な教育研修の実施	19
第4章	「高度被ばく医療支援センター」及び 「原子力災害医療総合支援センター」の事務局長の取組	20

(空 白)

第1章 はじめに

米国スリーマイル島原子力発電所事故や東海村 JCO 臨界事故の経験から、我が国では放射性物質の環境放出や高線量被ばく事故への対応を中心とした医療体制整備が行われてきた。しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災は地震・津波による自然災害に原子力発電所事故が発生するという複合型災害を呈した。不幸にも福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が環境中へ放出され、更には原子力発電所建屋での2度にわたる水素爆発により複数の作業員が負傷した。一方、福島第一原子力発電所近隣に位置した初期被ばく医療機関は閉鎖されたため、新たな爆発等による多数傷病者の発生に備えて、福島県内のみでなく、茨城、宮城、そして関東一円の災害拠点病院に対して被ばく患者の受け入れが要請された。

福島第一原子力発電所事故以前は、福島県には6つの初期被ばく医療機関と1施設の二次被ばく医療機関が指定されていた。しかしながら、避難指示により直近の初期被ばく医療機関が閉鎖されたのに加え、震災による損壊や風評被害による医療スタッフの流出などから、残された初期被ばく医療機関も十分に機能しない事態に陥った。こうした中で福島県立医科大学は被災地唯一の二次被ばく医療機関（当時）として、放射性物質による汚染を合併した傷病者のほとんどに対応せざるを得ない状況に遭遇した。当時の整備状況とヒューマンリソースからして本学のみでの対応が困難であったことは明らかであるが、幸いにも広島大学、長崎大学そして放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）など全国からの専門家有志がいち早く本学への支援を開始したことにより、複合型災害後の最も困難な時期を乗り切ることができたのである。

本学はこの経験を新たな原子力災害医療体制の整備に生かすという使命を担っている。職員が本学の使命とその役割を認識していること、そして本学の放射線医学関連分野の人材充実が図られてきたことから、平成27年に「高度被ばく医療支援センター」と「原子力災害医療・総合支援センター」の指定を受けることになった。両センターの指定を受けて、本学は附属病院に「災害医療部」を設けた。「災害医療部」は「高度被ばく医療支援センター」、「原子力災害医療・総合支援センター」、地域の原子力災害拠点病院としての機能を担う「二次被ばく医療室」、そして「基幹災害医療センター」から構成され、これらを同じ傘の下に置くことにより、複合型災害時にも横断的かつ迅速な対応ができるよう整備された。また、ハード面では従来の被ばく医療棟、ドクヘリ基地に加えて、間もなく開設される新病棟には被ばく医療専用病室を備える高度救命救急センター、9床のRI病床が設置され、新設された核種分析施設（環境動態解析センター）と共に、高線量被ばくや内部汚染患者への専門的診療と検査体制が整備された。

「原子力災害医療・総合支援センター」として本学は、西は静岡県から、東は新潟県までの原子力災害医療体制の整備支援を担う。新たな体制整備へ向けた支援においては、既存の整備状況を踏まえつつ、自治体、医療機関、関係諸団体において核となる人材と「Face to Face」の関係を構築しながら進めて行く必要がある。また、担当地域のみに止まらず、近隣の原子力災害医療・総合支援センターである弘前大学との連携を強化し

て行くとともに、広島大学、長崎大学、放医研との連携においては普段からの協力関係を維持、発展させつつ原子力事故に備えるとともに、次世代の人材育成においても協働して行く必要がある。

本学は、原発事故への対応を通して培われた経験、知識そして技能を、我が国の放射線事故・災害医療の発展に役立てるという歴史的責務を担っている。「己の経験のみでなく、広く歴史に学ぶ」ことが、次なる災害への教訓である。新たな原子力災害医療体制整備において、本学の貴重な経験を生かすことができるよう尽力する所存である。

第2章 「高度被ばく医療支援センター」及び 「原子力災害医療・総合支援センター」の取組

2. 1 緊急時情報共有体制の整備

(1) 緊急時通信機器等の整備

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故の教訓から必要となった機動性がある通信機器の整備として、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」に以下の情報通信手段を整備した。

1	イリジウム:KDDI
2	イリジウム:KDDI
3	ワイドスター:NTTdocomo (車載)
4	インマルサット:KDDI
5	IPSTAR



イリジウム



インマルサット



IPSTAR



ワイドスター

(2) 原子力規制庁・支援センター間の情報共有体制の構築

事務局長が必要な会議（情報・課題の共有、対策・検討等、運営に係る打合せ）に参加した。概要は次のとおり。

ア 原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療総合支援センター事務局長会議（第1回）

○期 日：平成27年12月17日（木）

○場 所：原子力規制庁

○内 容：平成27年度委託事業の進め方について議論した

イ 原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療総合支援センター事務局長会議（第2回）

○期 日：平成28年1月26日（火）

○場 所：原子力規制庁

○内 容：平成27年度委託事業の進捗及び平成28年度委託について議論した。

ウ 原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療総合支援センター事務局長会議（第3回）

○期 日：平成28年3月25日（金）

○場 所：原子力規制庁

○内 容：平成27年度委託事業の活動実績及び平成28年度委託活動予定について議論した。

2. 2 自施設職員への基礎研修の実施

自施設の職員（医師、看護師、事務職員等）に対し、放射線及び放射線影響に関する基本的知識や放射線測定器の取り扱い方法を習得させるための基礎研修を実施した。また、併せて原子力災害時の対応を円滑に行うための訓練を定期的の実施した。

(1) 院内緊急被ばく医療実践セミナー

○目的：

緊急被ばく医療体制の維持及び質の向上と院内医療者が放射性物質汚染傷病者の医療対応の練度向上を目的に次の緊急被ばく医療シミュレーションを実施した。

○期 日：院内緊急被ばく医療実践セミナーを年6回実施した。

(指定を受けた8月26日以降の会議は次のとおり4回開催)

【院内緊急被ばく医療実践セミナー】第4回	平成27年10月30日
【院内緊急被ばく医療実践セミナー】第5回	平成27年11月17日
【院内緊急被ばく医療実践セミナー】第6回	平成28年1月20日
【院内緊急被ばく医療実践セミナー】第7回	平成28年2月17日

○内 容：

- ・被ばく患者が搬送される想定で、実際に招集が掛かったときからの業務の流れや、汚染管理区域内外の医療者の配置・役割分担の取り決め、現場からの情報共有方法などの訓練研修を行った。
- ・採血・スミア採取・物品準備・検体の出し入れなど実際に使用する物品を使い、処置の訓練研修を行った。
- ・実際に防護服を着用し、使用する処置室で、実践に即した受け入れ訓練研修を行った。

講師（院内講師のみ）

医師：3名 診療放射線技師：1名 看護師：4名

受講者数

	医師	看護師	技師	事務	合計
第1回		11	2		13
第2回		11	3		14
第3回	2	11	3		16
第4回		11	3		14
第5回		12	2	3	17
第6回		10	2		12
	2	66	15	3	86

従業者数	517	720	249	49	1,536
割合	0%	9%	6%	6%	6%

○講 評：

- ・受け入れ前に、職種別講義を実施し、それぞれの役割を明確にしたことで実践的な各職種の役割把握に繋がった。
- ・実際に診療を行う処置室で実施することにより、物品の把握や参加者の意見に基づいた物品の配置改善などに反映された。
- ・課題として、院内緊急被ばく医療教育は、諸部署との連携を密にしつつ軌道に乗ってきたところであり、今後、長期的な教育体制維持・発展のためには、受講者の中から次世代の教育を担える人材育成が必須である。
- ・セミナー開催の広報に努めるなど、全職員の受講を促進していく。



(2) 役職者向け教育研修

○目 的：役職者を対象とした基礎研修の実施（病院長、副病院長 3 名）

○期 日：平成 27 年 8 月 24 日、25 日

○内 容：

担当副学長、原子力災害医療・総合支援センター長、高度被ばく医療支援センター長等を講師として、原子力災害時の医療機関の役割、放射線の基礎知識、放射線の生体影響、放射線防護、放射線測定、原子力災害における医療機関 BCP、リスクコミュニケーションについて研修を行った。

2. 3 自施設職員への定期訓練の実施

○目的：

原子力災害の対応力向上のため、各種ハザードの対応方法等の訓練を行うことにより、原子力災害拠点病院等における災害等傷病者の受け入れに必要な要員の養成や災害に関する知識の普及・啓発を図った。

○期 日：平成27年11月1日（日）～11月3日（火）

○場 所：福島県立医科大学 8号館N301ほか

○参加者：21名 医師、看護師、放射線技師、事務、救急救命士が参加。

（県内原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の候補機関も含む。）

○内 容：

国立病院機構災害医療センター等の医師、看護師等17名（学内では医師等1名、放射線技師1名、看護師1名）が講師となり、放射線物質、原子力災害の対応方法に関し、放射線の基礎、チェルノブイリと福島の実況についての講義の後、各種訓練（環境放射線測定訓練、除染前トリアージ、除染後トリアージ訓練、模擬患者を用いた診療訓練、院内対応訓練）を実施した。

○講 評：

放射線災害時の対応について知識の習得ができた。また、自施設職員の他に県内の原子力災害拠点病院候補病院のスタッフが参加したので連携が強化された。

2.4 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームのための資機材等の維持管理

「原子力災害医療派遣チーム」及び「専門派遣チーム」を国、自治体、原子力災害拠点病院等の医療機関からの要望に応じて編成できる体制を整えるため、移動に用いる専用車両をリース契約により配備した。



専用車両（エスティマ）

派遣チームで保有する線量計一覧

名称	数量
中性子線モニター（N91R）	1
ZnSサーベイメータ（TCS-222）	11
GMサーベイメータ（TGS-136）	10
GMサーベイメータ（TGS-146）	5
電離箱（ICS-311）	2
ガイガーカウンター（RD1503）	49
NaIサーベイメータ（TCS-171）	8
NaIサーベイメータ（TCS-172）	15
CsIサーベイメータ（PDR-111）	16
CsIサーベイメーター（Radi）	10
γ線簡易測定器（PELICAN1015）	10

2.5 地域原子力防災訓練等への派遣及び助言・指導

担当地区自治体が開催する原子力防災訓練等へ原子力災害に関する知見を有する者を派遣した。国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加した。

ア 平成27年度福島県総合防災訓練

○目的：

この訓練は、災害対策基本法第48条等の規定に基づき、町内会や自主防災組織等多くの市民の参加のもと、県内の各関係機関、各種団体等が緊密に連携することにより、災害時における応急対策の円滑かつ的確な実施を期し、もって地域防災力の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

○期 日：平成27年8月30日

○場 所：南相馬市、原町第一中学校、雲雀ヶ原祭場地、ひがし生涯学習センター、鹿島生涯学習センター、ひばり生涯学習センター

○参加者：約1,500名

○内 容：原子力防災住民避難訓練

地震の発生に伴い、福島第一原子力発電所においては、燃料プールの冷却ができなくなったこと及び燃料プールの水が漏れいしていることが確認され、大気中に放射性物質が放出された想定で実施され、避難者の避難退域時検査及び簡易除染を行った。併せて、医療中継拠点の設置運営訓練を行った。

原子力災害医療・総合支援センターから指導担当として、2名を派遣した。



イ 平成27年度福島県原子力防災訓練

○目的：

東日本大震災後に修正を重ねてきた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び平成26年度に策定、改定した「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」（以下、「県広域避難計画」）等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時に取るべき行動の周知を図ることを目的として実施する。

○期 日：1日目：平成27年11月26日（木）（通信訓練）

2日目：平成27年11月28日（土）

○場 所：県庁、いわき市（1日目）

いわき市、柳津町、三春町（2日目）

○参加者：約1,000名

○内 容：

（想定）発災施設：福島第二原子力発電所

- ・福島県浜通りを震源とした震度6強の地震を観測、福島第二原子力発電所の4号機使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えい発生。原因の特定、復旧（水位維持）が出来ない状態となり、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に定める特定事象（施設敷地緊急事態）と判断された。
- ・水位低下継続、発電所敷地境界周辺のモニタリングポストの指示値が上昇確認。この状態が原災法第15条に定める特定事象（全面緊急事態）と判断され、楡葉町、富岡町の一部（PAZ）に避難指示が出された。
- ・緊急時モニタリングを実施したところ、福島第二原子力発電所南西方向において、 $20 \mu\text{Sv/h}$ 超が計測された地域があり、国、県、市町村等関係機関協議のもと、原子力災害対策本部から、楡葉町、富岡町、広野町の全域及び、いわき市小川町に一時移転の指示が出された。

（医療活動訓練）

①避難退域時検査訓練

避難退域時検査場所を設置し、避難者の避難退域時検査及び簡易除染を行った。併せて、車両用ゲート型モニタ等を使用した車両の検査及び簡易除染についても行った。

原子力災害医療・総合支援センターから指導担当として、3名を派遣した。

②医療中継拠点設置運営訓練

避難に際して、傷病者等へ対応するため、医療中継拠点の設置運営訓練を行うとともに、症状に応じた搬送訓練を行った。

原子力災害医療・総合支援センターから指導・調整担当として、4名を派遣した。



ウ 平成27年度原子力総合防災訓練（国主催）

○期 日：平成27年11月8日、9日（2日間）

○場 所：愛媛県オフサイトセンター
愛媛大学医学部附属病院

○オブザーバー参加者：医師 3名 看護師 1名

○内 容：

内閣府・原子力規制庁が主催の愛媛県で行われた平成27年度原子力災害訓練にオブザーバーとして参加した。2日間にわたる訓練で、1日目は伊方オフサイトセンター四国電力伊方原子力発電所3号機が原子力災害対策措置法に基づく原子力緊急事態となった想定の実動訓練にオブザーバーとして参加した。2日目にはその訓練の一環として行われた愛媛大学病院における被ばく汚染傷病者訓練にオブザーバーとして参加した。



エ 平成27年度静岡県原子力防災訓練

○期 日：平成28年2月3日

○場 所：静岡県立総合病院（静岡市内）

○内 容：

静岡県からの要請を受け、原子力災害医療・総合支援センターとしての静岡県との連携、患者受け入れ、WBC操作、被ばくへの治療方針決定等の助言のため医師2名、診療放射線技師2名が参加した。以下の訓練想定により実施された。

- ・地震・津波を起因とし、中部電力㈱浜岡原子力発電所で過酷事故が発生。浜岡原子力発電所内にて作業員が負傷し、被ばくもしている。
- ・施設敷地緊急事態（第10条事象）であり、放射性物質の外部漏洩なし。
- ・市立御前崎総合病院においては、入院患者の避難準備中であり、傷病者の受け入れ及び簡易除染は実施可能。
- ・県立総合病院においては、基幹災害拠点病院として一般傷病者の受け入れを実施しているが、被ばく患者の受け入れ及びWBCによる内部被ばく測定は実施可能。



2.6 「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整体制の整備

○原子力災害医療・総合支援センターの施設要件として、原子力災害時に、原子力災害が発生した立地都道府県以外から派遣される「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うことが求められている。

今年度は、学内に「原子力災害医療・総合支援センター」を組織し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整のための体制をつくり、同支援センターが派遣調整の窓口になる旨、担当県に周知した。

○派遣調整訓練については、学内で方針、方法等を検討し、引き続き調整を進める。

2.7 原子力災害医療体制の構築

(1) 地域の原子力災害医療関係者とのネットワーク構築

原子力災害医療体制の構築にあたり、自治体に対して地域の実情に応じた「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」の選定等に対して助言等を行った。

ア 福島県

「原子力災害拠点病院等の施設要件」を踏まえた「福島県原子力災害拠点病院等の指定及び登録に関する事務取り扱い要領」の策定に関する打合せや指定構想案に関する検討を共同して行い、新たな被ばく医療体制に関する意思疎通を図った。

○期日 平成27年9月14日から28年3月7日にかけて複数回

イ 新潟県

平成27年度新潟地区緊急被ばく医療ネットワーク情報交換会

○期 日：平成28年3月24日

○内 容：

原子力災害医療・総合支援センター長が同情報交換会に出席して、新潟県内の被ばく医療関係者に対して講演を行うとともに関係者と懇談した。

ウ 茨城県

(ア) 茨城県緊急被ばく医療活動マニュアル検討委員会

○経 緯：原子力災害医療・総合支援センター長が同検討委員会の委員となり第5回委員会から検討に加わった。

○期 日：平成28年1月21日

○内 容：

避難退域時検査安定及びヨウ素剤事前配布の状況について報告があった。
また、原子力災害拠点病院の要件確認、医療体制の改正、第4回検討会意見後の改正、原子力災害医療協力機関登録等について協議され、原子力災害医療・総合支援センターの立場から原子力災害拠点病院に関する要検討等について意見を述べた。

(イ) 茨城県緊急被ばく医療関連情報連絡会

○経緯：

原子力災害対策指針の改正により、高度被ばく医療支援センターの考え方が示され、福島県立医科大学においては新たに茨城県の被ばく医療を担当することになったことから、本学に参加要請があり受諾した。同幹事会において規約を改正（平成28年4月1日施行）。平成28年度からの参加となる。

（平成28年度第1回幹事会は9月開催予定）

○目的：

茨城県ではJCO臨界事故の経験を踏まえ、原子力事業所における労働災害等が発生した場合に備え、行政、医療機関及び団体、原子力事業所等が協議・情報交換等を行うことを目的に「緊急被ばく医療関連情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を組織・活動している。

○内容：事業所見学会，被ばく医療処置訓練，講演会をそれぞれ年一回実施

エ 神奈川県

原子力災害対策指針の改定を受けた今後の被ばく医療体制に関する意見交換を行った。

○期日 平成28年1月16日 3月25日

オ 静岡県

原子力災害拠点病院の指定等に関する情報交換や研修のありかたについての意見交換を行った。

○期日 平成28年1月20日 3月25日

(2) 原子力災害医療専門家ネットワーク構築

地域の原子力災害医療関係者のネットワークの構築、原子力災害医療専門家のネットワークの構築のため、情報交換等を行った。

ア 日本原子力研究開発機構との連携（アルファ線測定（バイオアッセイ）に関する意見交換）

○期 日：平成28年1月5日（火）

○内 容：

原子力発電所での作業員がアルファ線核種（ウランやプルトニウム、アメリシウムなどの放射性核種）による吸入や経口、傷口からの内部被ばくを疑われた場合に、線量評価方法として便や尿によるバイオアッセイがある。JAEA 核燃料サイクル工学研究所において、アルファ線核種のバイオアッセイの技術に関する視察を行い、アルファ線核種測定に係る分析精度管理の重要性及び安全性の確保について意見交換を行った。



(3) 地域ネットワークの構築支援

ア 原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う原子力災害医療体制の整備に関する自治体向け説明会

○期 日：平成27年11月20日（金）

○場 所：原子力規制庁

○内 容：

原子力災害対策指針の改訂に伴い、従来の被ばく医療体制から複合災害での対応を考慮し、原子力災害拠点病院や高度被ばく医療支援センターを中心とした原子力災害医療体制へ見直しが行われた。

本学が担当する自治体を対象とした上記の変更に係る説明会に参加し、今後の原子力災害医療体制構築に係る福島県立医科大の取組を説明した。

イ 福島県に対する支援

- ・福島県については、福島県地域医療課と原子力災害拠点病院の指定の要件に関して相談を適宜受けた。
- ・今後、県内災害拠点病院に対して要件を説明するとともに、原子力災害医療協力機関に関しても登録を要請する。

ウ 茨城県に対する支援（2.7（1）と重複）

茨城県緊急被ばく医療活動マニュアル検討委員会に参加し、地域ネットワーク構築に関する意見を述べた。

第3章 高度・専門的な教育研修の実施

平成27年度委託事業においては、原子力災害時における医療体制を機能させるための人材育成を目的とした高度・専門的な教育研修を行うこととなっている。

本学は、原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な高度・専門的な教育研修を担当している。

今年度は、学内に「原子力災害医療・総合支援センター」を組織し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整のための体制をつくり、同支援センターが派遣調整の窓口になる旨、担当県に周知し（2.6 と重複）、原子力災害拠点病院の指定に係る原子力災害医療派遣チームの派遣研修の準備を整えた。

研修方法については、今後の研修実施に向けて学内で方針、方法等を検討した。

第4章 「高度被ばく医療支援センター」及び

「原子力災害医療・総合支援センター」の事務局長の取組

(1) 平成27年度の取組

原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター事務局長会議に出席し、他センター等との情報の共有を図りながら、自施設職員に対する研修事業、訓練、資機材の整備など指定初年度の体制整備等に努めた。

また、西は静岡県から、東は新潟県までの原子力災害医療体制の整備支援を担うこととなったため、これら担当県の新たな体制整備へ向けた支援においては、既存の整備状況を踏まえつつ、自治体、医療機関、関係諸団体において核となる人材と顔が見える関係を構築しながら進めて行く必要があることから、まずは自治体間での情報収集に努め関係構築の足がかりを作った。

さらに、担当地域のみに止まらず、近隣の原子力災害医療・総合支援センターである弘前大学との連携を強化して行くとともに、広島大学、長崎大学、放医研との連携においては普段からの協力関係を維持、発展させつつ原子力事故に備えるとともに、次世代の人材育成においても協働して行く必要があることから、これら関係機関等と密に連絡連携を行った。

組織体制については、専任の事務局長の配置など、平成28年度に向けた体制強化のための準備を進めた。

(2) 平成28年度の取組予定

○組織体制の強化拡充

- ・平成28年4月1日より専任の事務局長を配置し、担当地域の拠点病院を含む関係機関や医師会、担当地域の自治体やその他の関係機関と顔が見える関係を構築するまでの緊密な連携を図る。
- ・体制については、専任の事務局長の他兼任で係長、主査をそれぞれ1名、職員（准職員）2名を配置し、原子力規制庁や担当県が行う原子力防災訓練への助言参加や、自施設での職員研修、担当県の原子力災害拠点病院での研修の調整を行うとともに、医師会、医療機関等との連携を進め、また、弘前大学、広島大学、長崎大学、放医研とのネットワークを強化する。

○研修について

- ・自施設職員への基礎研修の実施
自施設の全職員（医師、看護師、事務職員等）に対し、放射線及び放射線影響に関する基本的知識や放射線測定器の取り扱い方法を習得させるための基礎研修を実施する。
- ・「原子力災害拠点病院」指定に係る研修の実施

担当県が「原子力災害拠点病院」として指定する要件とする必要な研修の意向を確認し、要望があれば、放射線の基礎、放射線測定器の取扱いなど原子力災害特有の基礎知識の習得に係る研修を実施する。

- ・「原子力災害拠点病院」指定後の専門的な訓練の実施

原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な原子力災害対策要員として原子力災害対応業務能力及び必要となる運用などの専門知識・能力の習得や高度・専門的な教育研修を行う。

○訓練について

- ・国及び担当県及び原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して指導助言を行う。
- ・担当地区自治体が開催する原子力防災訓練等へ原子力災害に関する知見を有する者を派遣する。
- ・国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加し、支援センターとして実効性の検証を行うとともに、訓練結果から教訓事項を抽出し、緊急時対応等の改善を図る。

○「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」の選定について

- ・各県の担当部署に対して「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」の選定などについて指導助言を行う。
- ・特に、選定に当たっての要件整理を行う上で、自施設職員/関係施設職員等への研修の実施、訓練の定期的開催、立地道府県等の訓練の参加、関係機関等とのネットワーク構築、関連機関との全国的なネットワークの構築、専門家の人材ネットワークの活用体制の構築、原子力災害医療派遣チームの保有などの支援センターに係る部分について、各県において作成する要件の作成に協力する。

○地域及び専門家とのネットワークの構築

- ・地域の原子力災害医療関係者のネットワークの構築、情報交換等のため、ブロック担当県を主体とした地域原子力災害時医療連携推進協議会を定期的で開催する。
- ・原子力災害医療専門家のネットワークの構築のため、研修や会議に出席し知見を広める。